

令和 8 年度 西公園キャンプ利用トライアル・サウンディング募集要項

1 制度概要

トライアル・サウンディングとは、公園の利用を希望する皆様から活用の提案を募集し、一定期間、実際に公園を「お試し」で利用していただく制度です。お試し利用を通じて得られた成果や課題を整理し、今後の公園の使い方や、公園のリノベーション等に活かしていきます。

2 対象公園

西公園（山形市大字門伝字落合河原 3114-10）

3 実施期間

令和 8 年 1 2 月 1 日～令和 9 年 3 月 1 2 日（予定）

※月曜日（月曜日が祝日の場合は火曜日）及び年末年始を除きます。

※公園利用者からの苦情が発生する等、諸事情により予定期間中にトライアル・サウンディングの実施を終了する場合があります。

4 使用料

トライアル・サウンディングのため無償とします。

ただし、トライアル・サウンディング申し込みに係る書類の作成、提出及び公園利用に係る費用は、利用希望者の負担とします。

5 トライアル・サウンディングの流れ

（1）申し込み

利用希望者は、利用を希望する 2 週間前までに次の書類をメールにて提出してください。

メールの件名は「西公園キャンプ利用トライアル・サウンディング申込」としてください。

・令和 8 年度西公園キャンプ用トライアル・サウンディング利用申込書

（2）審査

内容を確認し、利用の可否をメールで回答します。

（3）利用決定後

利用希望者は、利用希望日の 1 週間前までを目途に次の書類をメールにて提出してください。

・公園使用許可申請書

・公園使用料減免申請書

（4）利用後

使用実績報告書（任意様式）を利用後 14 日以内に提出してください。

使用実績報告書に記載していただく内容は、利用者の概要、利用して感じたメリット、デメリット、課題等となります。また、事務局から追加で質問する場合があります。

6 留意事項

(1) 利用できる場所及び期間

- ・キャンプ利用できる場所は、人の動線や遊具付近を除いた場所から選んでください。
- ・利用期間は、1回あたり最長24時間とします。
- ・イベント等が重なった場合は、日時・場所の変更をお願いする場合があります。

(2) ゴミは各自持ち帰っていただきます。

(3) 法令等の遵守

申込にあたっては、事前に利用希望者の責任において、関係法令等を確認し、事業実施時における法令不適合のリスクは利用する者に帰属することとします。

(4) 中止となる場合

荒天、クマ出没、又はトライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、利用を中止していただくことがあります。

7 申込先・連絡先

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3-25

山形市まちづくり政策部公園緑地課公園マネジメント係

TEL：023-641-1212（内線749）

FAX：023-624-8445

メール：koen@city.yamagata-yamagata.lg.jp

令和8年度西公園キャンプ用トライアル・サウンディング利用申込書

令和 年 月 日

(1) 申込者の基本情報			
住所			
利用者名 (複数の場合代表者名)	ふりがな	利用者数	人
電話番号			
メールアドレス			
(2) 提案内容			
利用希望日 R8.12.1 以降	年	月	日 時頃から 月 日 時頃まで
内容	☐ 西公園キャンプ場でのキャンプ ☐ 西公園キャンプ場以外でのキャンプ ☐ デイキャンプ ☐ その他 ()		
キャンプの希望位置図			

裏面もあります

トライアル・サウンディング用確認事項

- ☐ 他人に迷惑となる行為は禁止です
- ☐ カラオケ、スピーカー、拡声器、発電機など大きな音の出る器材は使用できません
- ☐ 火気は午後10時までに確実に消火してください
- ☐ ペットの同行は舗装された園路、駐車場のみとなります
- ☐ ゴミは各自持ち帰ってください
- ☐ キャンプ場のゴミ捨て場、炊事場及び炭捨てBOXは使用できません
- ☐ 既設の「西公園キャンプ場」も利用できます
- ☐ トイレは指定のトイレのみ利用できます

たき火について

- ☐ 基本的にかまどの上のみたき火が可能です
- ☐ たき火に関して経験と知識を有し、芝生を焦がさない対策（焚き火シートは必須）ができる場合に限り、かまど以外でのたき火も可能です
- ☐ 強風、乾燥、その他燃え広がりやすい環境の日は実施しないでください
- ☐ 水や消火器等を準備のうえ実施してください

駐車場について

- ☐ 駐車場は第1駐車場のみの利用となります
- ☐ 22時00分～5時00分は閉門となり、車の出入りができません